

神奈川県教育福祉振興会

# 退職後の福利厚生事業が ご利用できます!!

人生100年時代を迎え、ゆとりある豊かな退職後の生活を送るには、何より「健康であること」が重要です。

当会では、退職後の安定した生活を支援し、充実したものとするために、健康保持と医療費を補助する医療互助事業及び生きがいづくり等をサポートする厚生事業を行っています。

## 条件

継続会員としての再加入手続きが必要です♪

同封の「医療互助会員加入申込書」を提出してください。

### 特長1

医療費の補助を受けることができます。

健康保険適用の治療費（通院・入院）と薬代から2,000円を差し引いた額、人間ドック費用、予防接種費用、がんリスクスクリーニング検査代について、1か月25,000円、1年度200,000円を上限に給付（4頁参照）

### 特長2

現職会員並みの厚生事業を利用することができます。

宿泊・温浴施設、芸術鑑賞、教養講座、水族館、ゴルフ場などの補助が利用可能（6頁参照）

### 特長3

現職会員期間が5年以上、満50歳以上の方が加入できます。

加入掛金 一律 620,000円 ※現職会員時に継続会費を積み立てています。  
加入期間 退職日翌日から10年間（年度単位）

## 令和8年度加入者特典

- ① 加入者全員に5,000円の図書カード（初年度のみ）
- ② ローソンチケット補助利用券2,000円分

一般財団法人 神奈川県教育福祉振興会

〒231-8325 神奈川県横浜市中区日本大通33  
神奈川県住宅供給公社ビル6階

電話：045-681-3054（平日8:30~17:15）

FAX：045-201-9778（24時間受信可能）

E-mail：jigyo@kyo-fukushi.or.jp

# 退職後の福利厚生事業はこんな事業です♪

★年度末に定年退職を迎えるAさんとBさんが退職後の生活について話し合っています★



**医療費の補助をしてくれる事業なのよ。**  
健康保険適用分の治療費・処方箋による薬代から自己負担金**2,000円**を超えた額を給付してもらえるのよ。

### 5月分の医療費(窓口支払い額)

●給付対象(保険適用分で1ヶ月2,100円以上支払ったとき)

〇〇歯科		〇〇内科		〇〇薬局	
5/2	550円	5/8	750円	5/8	1,300円
5/15	1,500円	5/10	750円	5/10	1,300円
5/20	1,800円	5/18	750円	5/18	1,300円
5/30	2,000円	5/25	750円	5/25	1,300円
計 5,850円		計 8,200円			

〈計算例〉 5,850円 + 8,200円 = 14,050円  
14,050円 - 2,000円 = 12,050円

**5月分給付額 12,000円**

\* 100円未満は切り捨て



**10月分の医療費**

●給付対象  
(人間ドック費用: 上限10,000円)  
(各種予防接種: 何回でもOK)

〇〇検診センター	人間ドック	35,000円
〇〇総合病院	予防接種(インフルエンザ)	3,000円

〈計算例〉 10,000円 + 3,000円 = 13,000円

**10月分給付額 13,000円**

健康保険組合では負担してもらえない人間ドック費用や予防接種、他にも**がんリスクスクリーニング検査代も給付対象**になるのよ。



# 加入について

加入資格 >> 現職会員期間が5年以上、かつ退職された方で満50歳以上の方

加入期間 >> 会員期間は10年間  
※退職日にかかわらず「年度」を単位とします。

加入日・給付開始日 >> 退職日の翌日が加入日です。  
※3月31日退職の方は、9月30日までのどの時期に申し込んでも加入日と給付開始日は、「4月1日」です。給付金（4頁参照）は、4月1日に遡って請求することができます。  
※12月31日退職の方の加入日は「1月1日」です。

加入申込 >> 退職日の翌日から6か月以内に「医療互助会員加入申込書」を提出してください。  
※令和8年3月31日退職の方の申込期限は、令和8年9月30日（水）（必着）です。

加入掛金 >> 加入時の年齢に関係なく、一律620,000円です。  
現職会員時に積み立てた「継続会費累計額」から加入に必要な基準掛金を差し引いた差額を返金、または納入していただきます。（下記参照）

## 参考例①

現職会員時に積み立てた「継続会費累計額」と掛金を比べて  
累計額が**多い**場合

基準掛金 : 620,000円  
継続会費累計額 : 700,000円（医療互助分25万円/旧積立年金分45万円の場合）  
差額 : 80,000円 を指定口座に返金します。

## 参考例②

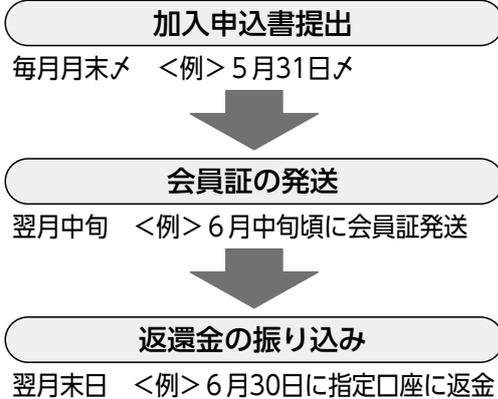
現職会員時に積み立てた「継続会費累計額」と掛金を比べて  
累計額が**少ない**場合

基準掛金 : 620,000円  
継続会費累計額 : 400,000円（医療互助分15万円/旧積立年金分25万円の場合）  
差額 : 220,000円 を納入していただきます。

※継続会費とは、医療互助事業加入のために現職会員時に積み立てていただいた会費です。  
※継続会費累計額は、個人によって異なります。詳細な金額は振興会までお問合せください。

## 加入申込書提出後の流れ >>

### 3頁 参考例① の場合



### 3頁 参考例② の場合



## 医療互助事業

● **給付金** 次の医療費等について、1カ月25,000円、1年度200,000円を上限に給付します。

- ① 健康保険適用の治療費と薬代を合計した額 (自己負担金2,000円を超えた額)
- ② 人間ドック受診費用 (1年度につき1回、上限10,000円)
- ③ 予防接種費用 (種類を問わず、何回でもOK)
- ④ がんリスクスクリーニング検査代

### <給付例1>

健康保険適用医療費を請求する場合

**A** 病院 領収書  
4月10日 外来30,000円  
(内、健康保険適用外10,000円)

**B** 薬局 領収書 (A病院処方)  
4月10日 調剤8,150円

健康保険適用外 (自費) は給付対象外  
 $20,000円 + 8,150円 = 28,150円$   
 自己負担金2,000円を差し引く  
 $28,150円 - 2,000円 = 26,150円$   
 1ヶ月の給付限度額は25,000円  
 給付額は、**25,000円**  
 ※100円未満は切り捨て

### <給付例2>

人間ドックと予防接種を請求する場合

**C** 病院 領収書  
9月25日 人間ドック30,000円  
**D** 病院 領収書  
9月5日 予防接種 (インフルエンザ) 4,000円

人間ドックは実費相当額で上限10,000円  
 $10,000円 + 4,000円 = 14,000円$   
 給付額は、**14,000円**

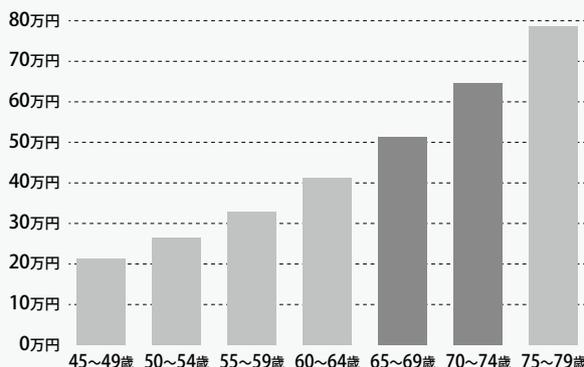
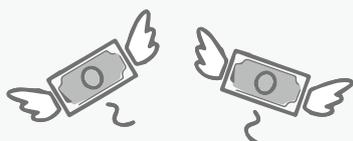
### 請求方法

「医療互助療養補助金等請求書」に医療機関が発行する領収書の写しを添えて振興会へ送付してください。  
 「医療互助療養補助金等請求書」は加入後に会員証と一緒に送ります。(ホームページからダウンロードできます。) 領収書の写しは返却しません。

## 医療費ってこんなにかかる！？

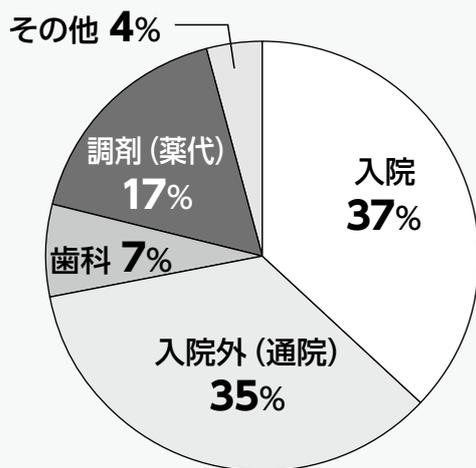
現職時に健康な方であっても、退職後の60代以降は病気やけがで医療費がかかる人も多くなり家計の負担になってきます。

実際に厚生労働省が公表している国民医療費は毎年増加しています。



年齢別に見る1人当たりの年間医療費  
〔厚生労働省国民医療費の概況 令和5年度〕から作成

## 通院治療費や薬代も給付対象です！



診療種類別国民医療費構成割合  
〔厚生労働省国民医療費の概況 令和5年度〕から作成

入院治療費だけでなく、民間の生命保険では給付対象になりづらい通院治療費・処方箋による薬代も、健康保険適用分であれば給付対象です。(傷病名は問いません。)

また健康状態(既往・病歴)に関係なく、現在通院中の方でも加入することができます。



※事業を健全に運営するため、財政状況等による見直しを3年に一度行っています。

### ●退会一時金

医療互助会員が退会、又は死亡したときに退会一時金を給付します。

(退会一時金の額)

加入年数	金額(円)	加入年数	金額(円)
1	279,000	6	124,000
2	248,000	7	93,000
3	217,000	8	62,000
4	186,000	9	31,000
5	155,000	10	10,000

※期間満了で退会の場合には、10,000円を給付します。

※加入年数とは、加入日の年度を「1」とした年度数のことです。

# 厚生事業

退職後の10年間で健やかで心豊かに生活するための事業をご用意しています。

定年退職後の3大リスク（お金・健康・生きがい）への不安を和らげるためにも、ぜひ振興会の厚生事業をご利用ください！

レクリエーション等の参加や、契約施設での利用補助や割引事業等が利用できます。

## 生きがいづくり事業 （各事業の費用を一部補助します。※下記金額は補助額）

- 芸術鑑賞 >> 振興会が厳選した公演のチケット代金 …… 1,500円～4,500円
- 教養講座 >> カルチャーセンター受講費用 …………… 3,000円
- 宿泊施設 >> 湯河原温泉ちとせ、ラフォーレ、休暇村、  
マホロバ・マインズ三浦等の宿泊費 … 5,000円
- 温浴施設 >> 万葉の湯、湯楽の里・喜楽里等の利用料金 … 500円～1,000円
- 水族館 >> 横浜・八景島シーパラダイス、新江ノ島水族館等の入館料… 1,000円



## 健康づくり事業

- 健康教室 >> 食事・健康講座等
- スポーツ関連 >> フィットネスジムの優待料金適用（コナミススポーツクラブ、ダイドースポーツクラブ、東急スポーツシステム、ライフティック平塚、RIZAP、カーブス）
- 見学ツアー >> ガイド付き散策等
- ゴルフ場 >> 利用補助（葉山国際カンツリー倶楽部、ラフォーレ修善寺&カントリークラブ、千葉松尾ゴルフクラブ、西武プリンスホテルズ&リゾートゴルフ施設）



## 生活サポート事業

- 生活支援 >> 家事代行補助（ニチイライフ、ベアーズ、ダスキン）
- セミナー・相談 >> 無料法律相談30分  
相続・遺言サポートサービス  
会議室の無料利用  
資産運用、終活、年金、医療制度等、  
様々なセミナーや相談会を開催



ご自宅あてにお送りする振興会ハンドブックや広報紙「すまいる」、ホームページ等でご案内します。

※過去の事業を参考として記載しています。

※厚生事業はアンケート等を参考に実施しています。

# よくあるご質問

**Q1** 毎年確定申告で医療費控除を受けています。振興会の退職後の事業に加入し、医療費の給付を受けても医療費控除は受けられますか。

**A1** 振興会から給付を受けた医療費は、医療費控除の対象になりませんが、それ以外の医療費は、確定申告をすることができます。ただし医療費控除で申告した医療費は、振興会から給付できません。

**Q2** 4月から再任用で勤務する予定です。再任用終了後に改めて「退職後の事業」に加入することはできますか。

**A2** 退職後の事業には、「退職後6か月以内」に限り申し込み可能です。再任用終了後には申し込みできませんので、注意してください。

**Q3** 家族が加入する健康保険の扶養、公立学校共済、もしくは国民健康保険に加入する場合は、「退職後の事業」には加入できますか。

**A3** はい、加入できます。国民健康保険、全国健康保険協会（協会けんぽ）、企業の健康保険等、どの健康保険組合に加入しても構いません。  
4頁の給付金①については健康保険適用の医療費が給付対象となりますので、いずれかの健康保険組合に加入してください。

**Q4** 給付金は自動的に給付されますか？

**A4** 給付金は自動給付ではありません。加入後に送付する「医療互助療養補助金等請求書」に領収書の写しを添付して、受診月の翌月以降に提出してください。

**Q5** 請求は毎月提出する必要がありますか？

**A5** 請求はまとめての提出をお願いしています。（3ヶ月、6ヶ月等）  
なお同じ月の請求を2回に分けて給付することはできませんので、同じ月の請求はまとめて提出してください。

**Q6** 給付金はいつ振り込まれますか？

**A6** 給付金は2ヶ月に1回の給付です。奇数月の月末までに受理した請求について翌奇数月の月末に振り込みます。

（提出時期は振興会必着日で、消印有効ではありません。）

提出時期	給付日	※給付日が休日の場合は、前営業日に給付します。
4/1 ~ 5/31	7月末日	
6/1 ~ 7/31	9月末日	
8/1 ~ 9/30	11月末日	
10/1 ~ 11/30	1月末日	
12/1 ~ 1/31	3月末日	
2/1 ~ 3/31	5月末日	

